

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 4 3 号

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例施行規則の一部を改正する規則

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例施行規則（平成 4 年多久市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「都市計画課」を「市長」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（減免）

第 4 条 条例第 7 条第 3 項に規定する使用料の減免については、多久市公の施設使用料に係る減免基準に関する規則（令和 5 年多久市規則第 3 8 号）に定めるとおりとする。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、多久市西溪公園寒鶯亭使用料減免申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

第 5 条中「都市計画課」を「市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。